

二宮町議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、26人とする。ただし、議長が特に必要と認めた時はこの限りではない。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、直接本人が所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人員を制限することができる。この場合は、別記様式の傍聴券を発行することができる。

3 団体会議を傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者は、傍聴希望日の前日までに議長に申し出なければならない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべきこと)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害、示威的行為及び他の傍聴者の迷惑となる行為をしてはならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の手続)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしようとする場合は、所定の用紙をもって議長の許可を得るものとする。

(担当職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて担当職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させるものとする。